

令和5年第1回

普代村議会臨時会議録

普代村議会

令和5年第1回普代村議会臨時会議録

招集告示年月日	令和5年1月18日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和5年1月26日14時00分	
		議 長	中 村 裕
	閉 会	令和5年1月26日15時44分	
		議 長	中 村 裕
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 10人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	嗟 峨 典 行	○
	2	金 子 泰 男	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	大 上 智	○
	5	古 沼 和 也	○
	6	松 葉 明 人	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	齊 藤 正 明	○
	9	正 路 正 敏	○
	10	中 村 裕	○
会議録署名議員	4	大 上 智	
	5	古 沼 和 也	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長 書 記	松 葉 義 人 笹 山 英 幸	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政策推進室長 税務出納課長兼 会 計 管 理 者 住民福祉課長兼 保健センター所長兼 包括支援センター所長 建設水産課長 農林商工課長 観光振興室長兼 休養施設管理員 医 科 ・ 歯 科 診療所事務長 教 育 次 長</p>	<p>証 屋 伸 夫 太 田 吉 信 三 船 雄 三 川 向 正 人 佐々木 大 助 高 井 俊 一 道 下 勝 弘 大 村 修 深 渡 秀 利 山 崎 長 蔵 山 田 晃 人 菅 野 伸 二</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

<p>開 会 (14:00)</p>	<p>議 長</p>	<p>令和5年1月26日(木)第1回普代村議会臨時会 ただいまから令和5年第1回普代村議会臨時会を開会いたします。 ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程(第1号)によっ て進めてまいります。</p>
<p>会議録署名議 員の指名</p>		<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 4番大上智議員、5番古沼和也議員の両議員を普代村議会会議規則第 120条の規定により指名いたします。</p>
<p>会期の決定</p>		<p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。 先刻開催されました議会運営委員会の結果報告では、本日1日でご ざいますが、お諮りいたします。 今期臨時会の会期を議会運営委員長長の報告のとおり、本日1日と決す ることにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>諸報告</p>	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定いたしました。 日程第3「諸般の報告」を行います。 報告書を事務局長に朗読させます。 松葉事務局長。</p>
<p>令和4年度普 代村一般会計 補正予算(第 9号)</p>	<p>松葉事務局 長 議 長</p>	<p>ご説明させていただきます。 (以下、事務局長報告、記載省略) 以上で「諸般の報告」を終わります。 日程第4議案第1号「令和4年度普代村一般会計補正予算(第9号)」 を議題といたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。</p>
	<p>川向総務課 長 議 長 大上浩史議 員</p>	<p>それでは、上程されました議案第1号についてご説明いたします。 (以下、総務課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を許します。 3番大上浩史議員。 3番大上です。水産関係の藻場の66万円の関係について聞きたいん ですが、今の議案の関係で質問しても総務課長よろしいですか。この歳入 の関係。いいわけですか。担当課長は恐らく大村建設水産課長だと思 うんですが、藻場の関係は漁協そのもの範囲内とっていますが、そうゆ うことだと思いますが、漁協からこの申請があつて藻場の対策をやる んだということで、村が県に対して申請をしたという経緯かと思うん です</p>

	<p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>が、仮にそれが今の説明であれば、藻場ができなかったというようなことで、やめるということだわけですが、そこら辺がなぜがゆえにそこが不適當だったのか、やめざるを得なかったのかということについての疑問があるわけですが、それについて聞きたいわけですが。</p> <p>仮にそのA地点ならA地点が駄目な場合は、ここの黒崎前でやるとか、白井前さやるとかという、場所を変えてのせつかくの予算がついているのであれば、当然場所を変えてやるべきだと思うんですが、なぜが故にその地点が悪いから、それをやめたと。もったいないような誠にもったいない話で、こういうのは私よく分かんないわけですが、県下やはりこういう藻場の部分については各地区とも悩みがあって、改善しなければならないという県下的な問題なわけですが、多分ほかにもあってそうなんですが、なぜがゆえにこれをやめざるを得なかったのか、そこら辺の経緯、もともとの漁協の考え方、そこら辺がどういうことなのか、詳しく説明をお願いしたいと思います。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>まず、前段としまして藻場再生ということで、漁連さんのほうが調査事業として2021年ですので、令和3年の9月にブロックを村内4か所に設置して、継続調査を行うということで始まったものでございまして、漁協さんもそれに一緒になって、漁協としても藻場造成をしたいので、数を追加してその状況を見て追加をしたいということで要望があって、県の補助金を使って事業を進めてまいりました。</p> <p>それで今回2回ほど追跡調査をやって、全4か所について大型の海藻類がついていなかったという状況で、この事業自体の追跡調査を中止するのではなくて、継続してなおかつちょっと工夫をしてという形で継続して調査を行うということになりまして、今回一旦、今の段階ではついていない状況ですので、一旦補助が入っている都合上、事業を落としまして、継続した調査ののち結果が出れば再度また実施のほうを、新たな設置のほうを検討していきたいと思っております。</p> <p>いずれにしろ、まだ今回の11月に2回目の水中調査しましたが、それでも付かなかったからお終いというのではなくて、継続してまた方法を変えながら漁連さんのほうでも進めるということでしたので、そのまた結果を待つという形で、今回は一旦事業費のほうを落とさせていただきます。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>そうすれば、これが令和4年度はそういう経緯だから、だがしかし令和5年、引き続きこの補助というか、施行ができるんだという考え方であるという事だと思うんですが、ということは結局、藻場を造る場合にコンクリートだと思うんですが、それがつかなかったということになれば、なぜがゆえに大船渡、高田から種市までの海域の中においてつかない</p>
	<p>議長 大上浩史議員</p>	

		<p>これもやむを得ないことだとは思いますが、何はともあれ、ただ生えなかったからという単純な考え方で終わるということはおかしい話で、私のへ理屈、文句なわけですが、これは継続して課長は5年も6年もやりますというような話しぶりですんで、ぜひともそういうようなあれを見てみたいわけですが、いずれ簡単によいとか悪いとかじゃなくして、もう少し県がやっているものですから、村がやっているのではなく、それこそ専門家がやっているものだから、いろいろな方法があると思うんです。</p> <p>私の経験上、堀内のまっちょの下さ海中造林というのを何十年前にやった経緯があつて、その頃は水温がよかったのかどうなのか、それは成功したわけですが、ただちっちゃいものだったから、すぐしけによって流されてしまって不成功に終わった経緯があるわけですが。</p> <p>何はともあれ岩手県にかかわらず、宮城県にかかわらず、そういった全国的に繁茂の関係は研究し、やっているわけです。だから、普代が駄目だったから三角ですよということは、私はどうしても納得ができないんですが、これは時期的なものだから、5月なら5月の繁茂時期に駄目だから、これが10月にそういう草が生える、芽が出る時期なのか、それは分かりませんが、その時期に合わせて、ぜひともそれが成功するようにですね、課長、やるべきだと思うんですよ。これが一番の俺はこのアワビの問題、県下的な問題からいって、一番の問題だと思うので、ぜひともできなかったという単純な考え方でなく、頑張ってもらいたいと思います。</p> <p>以上です。何かあったらお願いします。</p> <p>大村建設水産課長</p> <p>私のちょっと説明が悪かったのかもしれませんが、やめたというのではなくて、漁連さんの事業なんですけど、10月に潜ったときについていなかったんで、今度は種を巻き付けまして継続して今も沈めている状況で、これからも生育状況を継続していくということで、事業は漁連さんのほうでずっと続けている、今も続けている状況でございます。</p> <p>今回補助金の関係で、どうしても今年度を実施しないので、一旦補助金は落とさなければなりませんので、今回補助金のほうは一旦落とすという形になりますが、藻場再生のほうの実証実験なり、これは引き続き、続けていくというものになります。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>4番大上智議員</p> <p>大体議案が書かれたあれが、あまり今日まで時間がなかったから、質問においてもあやふやというか、ちょっとおかしい面があるかもしれませんが、その辺はご了承願いたいと思います。</p> <p>まず1点目、8ページの2款総務費の税務総務費のうち会計年度任用職</p>
	<p>議 長 大村建設水産課長</p> <p>議 長 大上智議員</p>	

員から有償ボランティアを委嘱したとあるんですけども、何か先ほどの議運の説明聞けば、大学生をお願いするというか。有償ボランティアというのは、大体これは簡単に言えばアルバイトということになるんですか、そこを聞きたいです。

それから、2点目として、同じく8ページの3款民生費、5目の児童福祉施設、12節の委託料195万5,000円の件ですけども、これはいつの分の補正になるわけですか。そして、今回の補正のあれはいつまでの期間というか、委託料になるんですか。実際当初予算472万2,000円から始まっている。また何月だったか1回補正になって、今回の補正で828万4,000円になると思うんですけども、結局今年は、この分で何人分を委託しているということになるんですか。

それから、例えば久慈の幼稚園なりなんなり行った時点から発生する委託料で、それが例えば10月から今年の3月までの委託料という計算になるんですか、それとも卒園するまでの委託料ということになるんですか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく8ページの今同僚議員も言いましたけども、地域経営推進費補助金マイナス100万円の件ですけども、これは結局事業主体というか、どこになるわけですか。県漁連さんになるわけですか、全漁連さんになるわけですか、漁協さんになるわけですか。これは当初、令和3年度にやったって言ったんですけども、その時点での設置というか、その辺のあれは全漁連さんなり県漁連さんの事業というか、あれで無償でやったような事業だったんですか。その辺を説明してもらいたいと思います。

それから、2回の調査が行われたというんですけども、1回目の調査はいつ行われたんですか。結局2回目の調査やって、やっぱり生えなかったと。それで去年のあれで種苗の時期、11月だと思うんですけども、11月か12月だと思うんですけど、種を巻き付けて、まだ継続していて、調査は続行しているというような答弁だったと思うんですけども、同僚議員も話したんですけども、もうちょっと繁茂させるというか、海藻を再生させるというふうなあれが、あんまり熱意が伝わらないような、1回漁連さんが設置して、その間2回調査して駄目だったと。それでいいもんなんですか。せつかく一生懸命水産に力を入れるということによって補助金なんかを設定したと思うんですけども、その辺ちょっと課長はどういうふうに理解しているもんか。

それから、同じ件でですけども、当初予算では水産業活性化事業補助金900万円、それからそのほかに今の地域経営推進費補助金が100万円で、今回の概要説明書を見れば水産活性化藻場再生実証事業皆減、したため100万円はマイナス100万円になったんだと。そうすれば、水産活性化事業、藻場造成、地域経営推進費補助金100万円、これどっちがど

	<p>議 長 高井税務出納課長</p> <p>議 長 道下住民福祉課長</p>	<p>うで、水産活性化か、地域経営推進費補助金か、その当初予算のあれではそれぞれ内容自体が違った補助金だと理解したんですけども、何か今になれば水産活性化と地域経営推進費の 900 万と 100 万円が何かごちゃ混ぜというか、どうゆうふうな予算を立てるときに、当初予算を立てるときにどういうふうな予算考査して、そして出発して今のような状態になったのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、9 ページの 7 款商工費の 1 項 1 目 18 節の補助金 3 万 1,000 円ですけども、これの説明に新規助成対象の事業者の増と説明になっているんですけども、この新規助成対象事業者の増というのはどうか、この辺の説明を、どういう事業者が増えたのかという説明をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、最後同じく 9 ページの 10 款教育費、5 項 2 目体育施設費の 12 節の委託料、野球場ナイター照明・受変電施設の関係でありますけども、去年の第 6 回から出てきた案件だと思うんですけども、この時点ではあくまで修繕というようなあれで説明があったように思うんですけども、今回のあれは改修工事 886 万円、修繕の場合は 49 万 2,000 円の予算で、今回の改修工事が 886 万円に変更になった流れというか、その辺を説明をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>高井税務出納課長。</p> <p>2 款 2 項 1 目税務総務費の有償ボランティアとアルバイトの違いというご質問だと思いますが、アルバイトについては一般的に労働に区分されるものかなと思います。ボランティアというのは社会貢献に区分されるものかなと思います。</p> <p>今回、当初会計年度任用職員ということで雇用の予定だったんですが、応募がなくて、学生さんを雇用したということで、今現時点でも立場上学生という立場なので、労働での雇用ではなく、社会貢献という言い方であれなんです。まず有償ボランティアという形で、お金が発生する社会貢献のボランティアということでの委嘱をさせていただきまして、今回このような予算を計上させていただいたものでございます。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えいたします。3 款 2 項 5 目の児童福祉施設費委託料 195 万 5,000 円、4 点ほどご質問いただいたと思います。まず 1 点目、195 万 5,000 円のいつからいつまでかということで、昨年 10 月からゼロ歳児が入園をしまして、村外の施設に、その分が今回増額として計上させていただきました。本来であれば 12 月の補正予算をお願いをするべきだったというふうに考えております。</p> <p>次に、当初につきまして、1 回目は 6 号補正で補正を 160 万円ほどさせていただきましたが、当初の見込みが 3 年度実績を見ておりましたので、</p>
--	---	--

	<p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>3名分でございました。4年度始まりまして、入園児というか、利用者が4名からスタートしたもので、6号補正によりまして1名増分を補正をさせていただきます。今回の補正も1名分の補正ということで195万5,000円の増額をお願いするものでございます。</p> <p>今年現在の利用者は、3歳以上が4名と3歳未満が1名、計5名という状況でございます。</p> <p>最後に、この委託料なんですけども、年度か、あるいは卒園までかというようなご質問だったと思いますが、これは年度、年度で区切っております。この利用につきましては3歳から5歳の保育の無償化、この制度におきまして国県の補助金、国県合わせて4分の3を入れまして、4分の1が村の自己負担というふうなものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>水産業費の関係でございますけど、まず事業主体はどこかというご質問だったと思いますが、今までの流れをお話いたしますと、全漁連さんのほうから岩手県のほうに藻場の再生の実証実験をしたいというふうな連絡があって、岩手県のどこかに適切な場所がないかというふうに岩手県のほうに問合せがあって、その中で岩手県さんのほうで堀内の北側の箇所がいいんじゃないかという話になって、漁協さんのほうに話が来たと。漁協さんのほうでは、そこだけじゃなく、太田名部とか、そっちのほうにも実証実験を設置してほしいということで、数は4か所ほどに増えましたが、あくまでも漁連さんのほうの実証実験ということになります。</p> <p>(「それは、役場の金さ関係ないんだということ」と柎屋村長)</p> <p>あくまでも漁連さんの実証実験になりますので、船代とかそういった全てのものが漁連さんの負担ということになりますので、役場のほうは特に何の負担も一切ございません。</p> <p>今回の補助金につきましては、実証実験の内容しだいで漁協さんのほうで魚礁を増やしたいという考えがございまして、漁協さんに対しての補助金ということで予算計上させていただいております。</p> <p>(「うまく、草が育ったら、漁協さんに魚礁を入れたいと、それについて村が助成をすると。村が助成をするのに対して、単費でなく県の補助をもらってやるという」と村長)</p> <p>漁協さんに対して、漁協さんのほうが藻場がうまく育ったら、その箇所につなげてというか、面積を広げていきたいということの要望があって、村としては補助金を出すということとなっておりますけども、その事業自体が地域経営推進費の補助金を使えるということで、県の補助金を利用しての予算計上となっております。</p> <p>それで、水産業活性化補助金、漁協さんにこれまでは1,000万円補助</p>
--	------------------------	---

	<p>議 長 菅野教育次 長</p>	<p>金を出しておりましたが、昨年度から、ただ放流するのではなく、藻場再生とか、そういった調査等々、そっちのほうにも事業を行ってください、ただ放流だけして終わりというのではなくという、そういった考えで今までの1,000万円から放流分とか、そういったのは900万円にして、残り100万円分を、県補助金が使えたということで、地域経営推進費のほうに補助金を分けたという内容になります。あくまでも違う事業、藻場再生は補助金のほうが使えるということで違う事業で予算計上した。</p> <p>（「1000万円から減らした時は、八戸のアワビを作るのがダメになった」と村長、「それは補正減した」と大村建設水産課長、「だからそれで全体を減らしたのよ」と村長）</p> <p>いずれそういった内容で水産業活性化事業費のほうは減にして、新たに藻場再生ということで地域活性化推進費のほうを計上したわけで、違う事業になります。</p> <p>菅野教育次長。</p> <p>野球場のナイター照明の改修工事の経緯についてでございますが、今年度何回か補正をさせていただいております、まず初めに5月に第2号補正で野球場照明塔、柱が6本ありますけども、野球場が完成してから30年経過したので、その柱自体が果たして大丈夫かという調査をさせていただきまして、柱自体は問題なく使えるということでしたので、次に8月に4号補正ということで、今回の減額補正にも出てきております野球場ナイター照明・受変電設備老朽化対策調査業務委託料、それに関わって設計監理委託料を計上させていただきました。</p> <p>まず、この調査の内容ですけども、ナイター照明と受変電設備が経年劣化によりまして電気がつかなくなったりとか、漏電故障が度々発生しているということで、その調査を行ったというものでございます。</p> <p>設計監理の委託料につきましては、その当初、先ほど説明した調査を実施して、不具合の場所を特定いたしまして、上のほうで作業しなければならないので、高所作業車等の機材を準備して調査を行って、その高所作業車があるうちにできる限り修繕をしようということで最初計画しておりました。ちょっと繰り返しになりますが、理由としては漏電等の不具合というのは、実際に上に上がってみないと分からないということでしたし、それから実際に上がって作業する場合には、やはり野球のシーズンオフで、しかも冬11月以降でないとおフにならないということで、冬になりますと強風とか、あとは雪が降ってきたりということがあるので、実際に作業ができるのは1か月しかできないということと、それから高所作業車等の機材を再度準備するには時間と経費がかかるということで、その調査と併せて修繕もやろうということで計画したものでございます。</p> <p>実際にその調査の結果でございますけども、漏電の原因は、水銀灯1</p>
--	----------------------------	---

	<p>議 長 深渡農林商 工課長 議 長 大上智議員</p>	<p>個に安定器が 1 個ついているんですけども、その安定器自体がもう劣化しているということで、修繕は不可能だということになりましたので、修繕はできないということで設計監理料を今回減額とさせていただいております。</p> <p>なお、11月の補正で修繕費を計上させていただいて、先ほども言いましたように安定器が劣化しておりまして、いつ落下してくるか分からない危険な状態でありましたので、その安定器を全部で 132 個撤去して、あとは配線の保護をしたりとか、あとは分電盤の結露の防止等の修繕を行ったものでございます。</p> <p>それで安定器を全部外したものですから、ナイター照明が使えなくなっている状態でございますので、何とか最小限の経費でナイター照明が使えるように、今回規模を縮小して改修工事を行いたいと考えているものでございます。以上です。</p> <p>深渡農林商工課長。 7 款商工費の関係でございます。こちらは、運転資金の借入に係る事業者があったことによる保証料となっております。以上です。</p> <p>4 番大上議員。 では、今のところから、商工費のほうの質問は、今課長しゃべったのはそのとおりだと思います。ただ、私が聞きたかったのは、この説明の中に新規助成事業者の増とあったものですから、新規助成対象事業者はどのような事業者なんですかという質問だったんですけども。</p> <p>それから、ナイターのほうのあれは分かりましたというか、当初もうちょっと軽く済むかなというので取りかかったところが、まずいろいろかなり傷んでいて、結局最終的に今回の補正で組んだ改修工事費で 886 万円で、ある程度規模は縮小しながらもそれで改修して、またナイター設備を使いたいというふうな説明だと理解してよろしいですね。分かりました。</p> <p>それから、6 款の農林水産業費の関係ですけども、結局今の時点でも調査は持続しているんでということは、あくまで事業主体というか、全漁連さんが調査を維持しているということですか。</p> <p>また村長に怒られることだども、漁協が、私も漁協なわけですけども、どの程度関与しているものなんですか。多分これは推測の域を超えないんですけども、前回の事業の予算たてたときは、残念ながら亡くなった職員が中心になってやったと思うんですけども、それは残念で仕方がないんですけども、藻場再生に関してはそんなことは言ってられない、ある程度次の、役場さんでもそうだと思うんですけども、やっぱりその人だけでやれるものではない。次の職員、担当者を選んでもらって、そうして役場さんなり全漁連さんなりと協力して、どうにかこうにか藻場再生を確立していかなきゃならないと思います。その辺は、課長も</p>
--	--	---

		<p>同じ意見だとは思いますが、もう一度その辺ご説明願いたいし。</p> <p>それから、同じところで2点目として当初の予算のときの水産業活性化事業補助金900万円と地域経営推進費補助金100万円で、これは先ほど課長しゃべったように、内容的に違う補助金なんだよと説明されたように思うんですけども、今回の概要説明によれば、水産活性化藻場再生事業、水産活性化事業の皆減と、水産活性化と地域経営推進が何だかごちゃ混ぜになっていて、何がどうなっているんだか、当初の予算が本当にこれやるんだ、または地域経営のほうではこうやるんだと、本当にはっきり分けての補助を割り当てたもんかどうか。中身が何かごちゃ混ぜになっていて、予算のあれを立てるときにどういうふうなあれなのか、ちょっと予算自体がおかしいんじゃないかなという疑問があったもんですから、その辺ご説明を再度お願いしたいと思います。</p> <p>2回目はそれだけでいいですか。</p> <p>いいです。</p> <p>深渡農林商工課長。</p> <p>業者名でございしますが、コンサル業者となります。</p> <p>コンサル業の業者でございします。</p> <p>(「コンサル」と大上智議員)</p> <p>はい。</p> <p>(「何のコンサルとか、そういうのを聞きたいですね」と大上智議員)</p> <p>村内のコンサル業者となります。</p> <p>(「何に対してのコンサルなの」と大上智議員)</p> <p>村内の中小事業者となります。</p> <p>休憩します。(14:57)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(15:00)</p> <p>続いて答弁。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>水産業費の関係でございします。まず、確かに漁連さんの事業ということでございしますが、藻場再生については喫緊の課題とっておりますので、もちろん今も調査の際には漁協さんも同行し、村のほうからも行って確認作業もしておりますし、そういった報告関係も常に受けておりますので、漁連さん任せというわけでもなく、漁協さんも確かに当初と担当の方は替わっておりますが、一緒に参加しておりますので、一緒になって藻場造成の方は進めていきたいと思っております。</p> <p>もう一つ、概要書の水産業活性化(藻場再生実証事業)という書き方、ちょっとすみません、紛らわしいんですが、当初予算にある水産業活性化事業とは別で、これはあくまでも地域経営推進費の中の事業名がこういった事業名、名前がダブっているためにちょっと紛らわしいんですが、これはあくまでも地域経営推進費の中の水産業活性化事業ということ</p>
<p>休 憩 再 開</p>	<p>議 長 大上智議員 議 長 深渡農林商 工課長</p> <p>議 長 議 長</p> <p>大村建設水 産課長</p>	

	<p>議長 大上智議員</p>	<p>で、当初に村の単独でやっている水産業活性化補助とは違うものになります。すみません名前がかぶっていて同じような名前だったのですけれども、別の事業ということになります。</p> <p>4番大上議員。</p> <p>今の件で3回目の質問しますけども、結局おとし、令和3年に開始したと、その試験的なものを。そして、去年やってみて、1回、2回調査してみても藻場は形成できなかつた。結局補助金の関係で一旦は返さなきゃならないから返しますけども、まだまだ何回も説明してもらっているように調査は続行しますよと。結局今回は失敗だったと。ただ、それに対してのどういう要因があつて失敗したか、今回の結果を踏まえてのどういうあれを今年、原因がどの辺にあつて失敗したのかという改善策は、こうやったほうがいいんでないか、こうやっていきましょうというようなあれは、報告会なり、これからの改善策なりという会議は持たれているものか。それでなきゃ、来年また多分つくとは思いますが、同じそのあくまでPCDAではないけども、やっぱり何かのあれアクションしなきゃ、また同じことを繰り返して、また駄目だという。場所が悪かつたのか、それとも最初種苗を巻き付けなきゃ駄目だったのか、重茂さんが成功しているのは、重茂さんは普代と違ってどの辺がよかつたのか、その辺の検討をしなきゃ、せつかく補助金出して藻場を再生しようというのでも、結果が伴わない、あくまで結果を得るために、藻場を再生するための予算であるんだと思うんですよね。やっぱりあくまで何回もしつこいようだけど、その辺の今回の結果を踏まえての検討会なりなんなり、これからの改善策なりを練る会議、全漁連さんは多分あちこちやっているといると思うんですけども、その辺の参考意見を聞きながら、とにかく普代で藻場を再生、どうしてもするんだというようなあれで、課長も意気込みでやってもらいたいと思いますが、その辺課長、どうですか。</p>
	<p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>大村建設水産課長。</p> <p>水産業費の関係でございます。まずもって、この事業が全漁連さんの事業ということで、こちらのほうに直接報告というのではないわけですが、いずれにしろ藻場再生は重要課題でございますので、その辺も全漁連さん、漁協さん、村そういったもの一堂に会しての検討会というのは確かに必要かと思ひます。今後そういったものについては県漁連さん等々働きかけて、そういった場の設定等、岩手県になりますか、全漁連さんと直接になりますか、検討していきたいと思ひます。</p>
	<p>議長 松葉明人議員</p>	<p>(「お願いします。以上です。」と大上智議員)</p> <p>6番松葉明人議員。</p> <p>6番松葉です。体育施設費、10款5項2目の件で、先ほど同僚議員も質問しましたけれども、過去、今回で4回ほど野外照明であるとかナイ</p>

	<p>議 長 菅野教育次 長</p>	<p>ター照明等々のことで出ておるわけでございますが、今までナイターをつけるということに係る総額はおいくらになるのか。</p> <p>また、今後見込まれる高圧から低圧にすることによって諸所の費用が発生すると思うんですね。確実にナイターを使うまでかかる、見込まれる金額はおいくらぐらいになっているのか。</p> <p>36 灯ですか、水銀灯でやるということでございますが、多分もう水銀灯はないので、どれぐらいの年数をこのナイター設備で、球場として使っていくご予定なのか。</p> <p>もう一つ、高圧と低圧にすることによる利点と欠点、電気料等々、基本料金等々、上がったたり下がったり、高い部分、安い部分あると思いますけども、その辺の具体的な試算があるのであればお教えいただきたいと思います。</p> <p>菅野教育次長。</p> <p>野球場の照明の関係のご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>修繕、改修等に係る経費ということで、予算額ベースで説明したいと思います。まず、今回の補正で減額もありましたので、今回の補正まで予算額は委託料、修繕費、工事費等合わせまして 1,387 万 5,000 円の予算額になります。内訳は、先ほども説明しましたが、5 月の 2 号補正で野球場の照明の柱の調査委託料ということで 70 万円補正させていただいておりますし、8 月の 4 号補正ではナイター照明、それから受変電設備老朽化対策調査業務委託料ということで 330 万円計上して、今回 35 万 7,000 円減額しておりますので、補正後の予算額ですと 294 万 3,000 円になります。それから、先ほど説明した老朽化対策調査に係る設計監理委託料を当初 22 万円計上いたしましたけども、今回皆減しておりますので、これはゼロとなります。それから、新たに今回の 1 月補正で出てきましたナイター照明改修工事に係る設計監理業務委託料が 88 万円、それから改修工事費が 886 万円ということで、先ほど説明した 1,387 万 5,000 円が合計となります。</p> <p>それから、今後かかる経費ということでございますけども、まずナイター照明については今回の補正で計上させていただいたので、何とか工事を行いたいと思いますが、そのほかには東北電力さんのほうで低圧用の柱を設置したりということだそうなんですけども、それは東北電力さんが負担するというので村の負担はありませんし、あとは今回高圧電源から低圧に変更するに当たりまして、高圧の解約をしなければならなくて、その違約金が発生します。ただ、今後補正を認めていただいた後に事務を進めていく中で、実際に何月に契約解除するかということで正確な金額が出るんですが、おおよそ 40 万円前後の違約金がかかるのではないかとというのが業者との協議の中で出ています。</p> <p>それから、今回水銀灯ということで 36 灯ですけど、何年ぐらい使うか</p>
--	----------------------------	--

	<p>議長 松葉明人議員</p>	<p>ということですが、まず今の野球場が大体 30 年経過しておりまして、長寿命化の計画等が、長寿命化の対象になるのが大体建物ですと 50 年ぐらいを目安にしていますので、その 50 年の中で、村のほかの施設と合わせまして、計画的にどのようにしていくかというのは今後検討したいというふうに考えております。</p> <p>それから、高圧から低圧にすることによってのメリットなりデメリットはということをございますけれども、まず高圧電源を使い続けるためにはキュービクルという受変電施設を整備しておかなければならないんですが、先ほども言いましたように、設置から 30 年たっておりまして、このキュービクルも更新するように東北電気保安協会から指摘というか受けてまして、今回の調査でも調査しまして、もう使い続けるのはちょっと難しいということですので、仮にキュービクルを更新する場合ですと、ざっくり大まかに言いますと 1,000 万円ぐらい更新の経費がかかるということで、今回低圧にすることによってその経費が削減できたというふうに考えております。</p> <p>あとは、電気料につきましては、使い方というか、今度電気料金がちょっと値上げになって、1 月からですね、また値上げになっているので、正確には分かりませんが、大体令和 5 年度の当初予算を積算するに当たって、低圧と今まで使っていた高圧とでどのくらい削減できるかということで計算しましたが、大まかには 80 万円ぐらいは年間で削減できるんじゃないかというふうに試算しております。</p> <p>以上です。</p> <p>6 番松葉議員。</p> <p>ただいまの説明で 30 年、50 年の耐用年数があるのではというようなご説明でありましたが、キュービクルというんですか、変電版っていうかそういうものですか、それがついているので、私の調べたところによると、おおむね 15 年から 20 年が耐用年数であると。なので、私のはまゆりスポーツクラブの会長をしている頃から漏電等々の危険があると、安全保安協会のほうからは再三注意をされて、そのことを教育委員会のほうにも上げておいたつもりでございます。</p> <p>何を言いたいのかといいますと、使えないような状態になるまで放っておくのではなくて、ある程度の耐用年数等々が来たものにおいては自動的に更新する。民間企業であれば修繕積立て等々をやって、計画性を持って安全を担保している、そういうところですので、まさに安全安心をきちっと担保して、村民の方々にお使いできるような施設づくりというのが必要なのだらうと思います。急に今すぐく大がかりな事業をしなければならないというのではなくて、少しずつ計画性を持って各施設、ナイター野球場のみにかかわらず、B & G の体育館等々にしても、この下にある雨漏り、大雨時に雨漏りするねというのはもうかなり前からの</p>
--	----------------------	---

	<p>議 長 菅野教育次 長</p> <p>議 長 松葉議員</p> <p>議 長 古沼議員</p> <p>議 長 深渡農林商 工課長</p>	<p>話でございますので、そういうものについてもしっかりとやっていただき きたいと思います。</p> <p>水銀灯の耐用とかというのは、やっぱり 30 年ぐらいもつというような 認識でよろしいのでしょうか。</p> <p>菅野教育次長。</p> <p>耐用年数については、先ほど説明がちょっとまずかったかもしれませんが、30 年というわけではなくて、30 年使ってきたという意味でありまし て、水銀灯の耐用年数を確認しましたが、使い方にもよるので、どのく らいというのは業者のほうでも分かりませんでしたけれども、いずれ先 ほども言いましたように計画的にこれから施設の改修等、これは村のほ うで、総務課のほうで施設個別計画ということで、いろんな村の施設に ついて長寿命化なり、そういった修繕をどうするかという計画を取りま とめておりますので、そういったのと合わせまして今後順番にどのよう にしていくかというのは検討したいと思います。前からご指摘をいただ いていたということで、これからは早めに対応したいと思います。</p> <p>6 番松葉議員。</p> <p>今回直したことによって、ナイター照明はしばらく大丈夫と思います けども、水銀灯に関しても、もし製造中止なものであれば 36 灯プラスア ルファで買えるものは買って、もう多分注文できないでしょうから、そ の辺のことも計画に入れてやっていただければありがたいと思います。</p> <p>最後になりますけれども、B & G の体育館等々も暖房等もないような 状況でございますので、その辺もちょっと質問とはずれるかもしれませんが、 頭に入れておいてください。終わります。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>5 番古沼和也議員。</p> <p>5 番古沼でございます。7 款 1 項 1 目の中小企業信用保証料補給補助金 のことについてお伺いしますが、4 番の同僚議員が言ったのに対して、休 憩してから答えがないような気がするんですけど、答えをお聞きしたい のと。</p> <p>あとこの補助金というのは、中小企業でどういう人が対象になって補 給してもらえるのかお伺いいたします。</p> <p>深渡農林商工課長。</p> <p>まずは、こちらの保証料については、村内において協会の保証対象事 業者を営んでいる会社または個人をいいます。保証協会にお支払いする ものでございます。</p> <p>(「聞こえない」と嗟峨議員)</p> <p>こちらは、村内において協会の保証対象業者を営んでいる会社または 個人の業者となりまして、保証協会にお支払いするものでございます。</p> <p>村内において、協会の保証対象業者を営んでいる会社とか個人に対す</p>
--	---	--

	議 長 古沼議員	<p>る保証料を保証協会にお支払いするものでございます。</p> <p>5 番古沼議員。</p> <p>もうちょっとかみ砕いて、例えばA建設会社さん、そういう人は駄目ですよとか、魚屋さん、そういう人はいいよとか、言っている意味がちょっと、かみ砕いて説明してもらわないと分かりづらいんで。</p>
	議 長 深渡農林商 工課長	<p>答弁をお願いします。</p> <p>村内に有する……</p> <p>（「聞こえないんだ」と金子議員）</p> <p>村内に有する商工業者となります。</p>
休 憩 再 開	議 長	<p>（「かみ砕いて説明せって言ったから、氏名でも何でもいいんだから、それをしゃべれば分かるんですよ。そんな難しい言葉しゃべるからあれだべども、簡単に建設会社が借りました。1,000万です。その1,000万円の2%ですよと、簡単なこと。それ難しく、それこそ企業秘密のようなことで難しくしゃべるから分かんないんですよ。固有名詞使ってもいいんだから、しゃべれば簡単に分かる内容だぞ、これは」と大上浩史議員）</p> <p>休憩といたします。 (15:23)</p>
	議 長	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (15:43)</p> <p>5 番古沼議員。</p>
	古沼議員	<p>3 回目なんで、最後に1つ、この保証料とか利子の補填とかというのは100%村のほうで出してもらえるんですか。</p>
	議 長 深渡農林商 工課長	<p>深渡農林商工課長。</p> <p>保証料でございますが、保証料は全額保証となります。利子については1%の保証となります。</p> <p>以上でございます。</p>
	議 長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>（なし）</p>
	議 長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「令和4年度普代村一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
閉 会 (15:46)	議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。</p> <p>以上をもちまして令和5年第1回普代村議会臨時会を閉会といたします。</p> <p>ご苦労さまでございます。</p>

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 中 村 裕

署名議員 大 上 智

署名議員 古 沼 和 也